

令和 8 年第 1 回瑞穂市議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 9 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1 号 令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 日程第 6 承認第 2 号 令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 2 号 瑞穂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 瑞穂市防災減災条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例について
- 日程第 12 議案第 6 号 瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 7 号 瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 8 号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 9 号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 10 号 瑞穂市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 11 号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 12 号 令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 19 議案第 13 号 令和 7 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 14 号 令和 7 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 15 号 令和 7 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 16 号 令和 7 年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 17 号 令和 8 年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第 24 議案第 18 号 令和 8 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 19 号 令和 8 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 20 号 令和 8 年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 21 号 令和 8 年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 22 号 市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10番	関 谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 淵 ひろし
13番	今 木 啓一郎	14番	杉 原 克 巳
15番	棚 橋 敏 明	16番	庄 田 昭 人
17番	若 井 千 尋	18番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	矢 野 隆 博
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	佐 藤 雅 人
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	坂 野 嘉 治
都市整備部調整監	江 崎 哲 也	環 境 経 済 部 長	臼 井 敏 明
上下水道部長	工 藤 浩 昭	教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏
会 計 管 理 者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	松 島 孝 明
--------	---------	-----	---------

開会及び開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） ただいまから令和 8 年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会します。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（今木啓一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号10番 関谷守彦君と
11番 森清一君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（今木啓一郎君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月16日までの25日間にしたいと思います。御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月
16日までの25日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

7 件報告します。

1 件目から 4 件目につきましては、議会事務局より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり 4 件報告します。

1 件目、2 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、同
条第 3 項の規定により監査委員から結果報告を受けております。

令和 7 年11月分の検査は12月25日に、12月分の検査は令和 8 年 1 月26日に実施され、いずれ
の検査も現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りは
ないとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

3 件目は、岐阜県市議会議長会の報告です。

去る 1 月28日に第295回岐阜県市議会議長会会議が関市のわかくさ・プラザで開催され、議
長、副議長と私の 3 人が出席しましたので報告します。

会議では、会務報告の後、外国人観光客のレンタカー利用についてや太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理についてなど5議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、7月に中津川市で開催される予定です。

4件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。

2月10日に同組合の令和8年第1回定例会が開催されました。

この定例会に提出された議案は、令和8年度西濃環境整備組合一般会計予算、令和8年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦分布方法について及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分の承認の3件でした。

議案第1号令和8年度西濃環境整備組合一般会計予算は、総額を歳入歳出それぞれ18億2,706万2,000円と定めるもので、昨年度より9,476万1,000円の増額となります。

議案第2号令和8年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法については、令和6年度のごみの搬入実績により案分する等の内容となりますが、令和8年度の当市の分賦金額は、昨年度より2,486万円増額の3億3,119万7,000円となります。

これらの3議案は、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

以上、報告を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

1月19日から1月20日に開催された市町村議会議員研修、議員特別セミナーについて、横田真澄君から報告願います。

2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） おはようございます。

議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和8年1月19日、20日に2日間にわたり全国市町村国際文化研究所にて開催されました市町村長等・議会議員特別セミナーについて研修報告をさせていただきます。

本研修は、日々目まぐるしく変わり行く国内外の情勢の中で様々な行政課題について学び、施策を提案・実施していくことを目指し、各分野で御活躍の先生方から御講演をいただき、改めて現代社会を捉え直すとともに、今後のまちの未来や地方行政に求められる役割について考えることができました。

その中でも、特に京都大学名誉教授 広井良典氏による「ウェルビーイングと人口減少社会のデザイン」と題した講演が、本市の行政課題に近いものであると感じました。

現在、多くの自治体が直面している人口減少ですが、単なる衰退や不幸と捉えられてはいないでしょうか。もちろん、高齢化や担い手不足、地域コミュニティの希薄化といった現実は現場の切実な課題です。しかし、今こそ私たちは、社会が量的成長から暮らしの質へと大きくかじを切る転換点にいるのだと認識すべきです。これからの行政の革新は、単なるインフラ整備や数字上の目標達成にとどまりません。人と人との関係性をいかに支え、再構築するか、これこそが自治体運営の本質であると考えます。

そこで重要な指標がウェルビーイング、幸福度です。GDPや人口動態といった数字だけでは決して測ることのできない価値、このまちで安心して最期まで暮らせること、自分にはこの地域の中に確かな役割があること、孤立せず誰かとつながっていると実感できること、こうした住民一人一人の主観的な幸せをいかに具体的な施策へと落とし込んでいくか、これが人口減少社会におけるデザインの本質です。

本市のような規模だからこそ、最大限に生かせる強みがあります。それは、顔の見える関係性とそこから生まれる地域力です。人口が減るからこそ、一人一人の存在感は増し、つながりの価値は高まります。数字に一喜一憂するのではなく、市民の皆さんがこのまちに住んでよかったと心から思える、体温の通うまちづくりを推進していくべきです。

今回の研修で得た知見を糧に、私も議員として本市の新しい豊かさのデザインに全力を尽くす決意を申し上げ、研修報告といたします。

○議長（今木啓一郎君） 続きまして、令和7年第3回もとす広域連合議会臨時会及び令和8年第1回もとす広域連合議会定例会について、棚橋敏明君から報告願います。

15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

議席番号15番 棚橋敏明でございます。

議長より、ただいま御指名をいただきましたので、令和7年第3回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告いたします。

第3回臨時会は、12月22日に1日間の会期で開催されました。

今臨時会に広域連合長から提出された議案は、専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、令和7年度補正予算3件で、合計の6件でございました。

専決処分の承認議案は、令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）について、訴訟委任契約に伴い専決処分を行ったため、承認を求めるものでございました。

条例の一部改正につきましては、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及びもとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてで、令和7年8月の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでした。

令和7年度補正予算については、一般会計で317万8,000円、老人福祉施設特別会計で776万

円をそれぞれ増額するものでした。

なお、介護保険特別会計は、歳入歳出総額が変わらない歳出補正でした。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明を受けた後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行い、原案のとおり承認、可決されました。

以上で令和7年第3回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、今臨時会の議案書及び詳細の資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方は御覧ください。

続きまして、令和8年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告いたします。

今定例会は、2月3日から2月13日までの11日間の会期で開催されました。

今定例会に広域連合長から提出された議案は、広域計画の策定1件、損害賠償の額の決定1件、条例の一部改正1件、令和7年度補正予算3件、令和8年度当初予算3件で、合計9件でした。

広域計画の策定は、現計画が令和7年度末で満了することに伴い、次期5か年の計画を策定するものでございました。

損害賠償の額の決定は、介護認定に係る調査業務において、新たにタブレット端末などを導入したことにより不要となった機器などのリース契約の一部解除をするためのものでした。

条例の一部改正は、もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてで、令和7年8月の人事院勧告の内容に鑑み、所要の改正を行うものでございました。

令和7年度補正予算につきましては、一般会計で40万5,000円を増額し、介護保険特別会計では1,611万4,000円、老人福祉施設特別会計で1,605万円をそれぞれ減額するものでございました。

令和8年度当初予算については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の合計106億1,220万円となり、令和7年度の当初予算に比べて金額で3億3,240万円、率にして3.2%の増となりました。

なお、令和8年度の当市の負担金は、3つの会計の合計で8億1,499万5,000円となり、令和7年度に比べまして金額で773万円、率にして1%の増となりました。

広域連合長から提出された議案9件は、所管の常任委員会で審査または協議が行われ、2月13日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

以上で令和8年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、今定例会の議案書及び詳細な資料も議会事務局に預けてございますので、御希望の方はぜひ御覧くださいませ。よろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 行政報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第４、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、１件の行政報告をさせていただきます。

令和８年第１回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告します。

令和８年第１回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る２月13日金曜日、岐阜市柳津公民館大会議室において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

案件は議案10件であり、概要は次のとおりであります。

最初に、議案第１号令和８年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億7,780万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの事務費負担金が３億5,217万5,000円、財政調整基金の預金利子による財産収入が1,750万円、前年度の繰越金が400万円、職員宿舍入居料、職員駐車場使用料等の諸収入が412万7,000円であります。

歳出につきましては、議員報酬額等の議会費が173万円、職員の人件費等の総務費が３億7,507万2,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第２号令和８年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3,194億7,200万円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が663億3,580万4,000円、療養給付費等の公費負担分として国庫支出金、県支出金が1,284億1,532万6,000円、現役世代からの支援金である支払基金交付金が1,217億2,374万3,000円、高額医療費の共同事業として特別高額医療費共同事業交付金が３億2,660万円、繰越金が６億5,831万7,000円、第三者納付金等の諸収入が５億1,221万円、財政調整基金からの繰入金が15億円でございます。

歳出につきましては、電算処理等の総務費が10億9,565万9,000円、療養給付費等の保険給付費が3,138億2,269万4,000円、特別高額医療費共同事業拠出金が３億2,680万円、出産育児支援金などの支払基金拠出金が14億1,400万円、市町村に委託する保健事業費が19億6,886万5,000円、保険料の還付金及び還付加算金等の諸支出金が２億5,020万円、予備費が５億9,378万2,000円であります。

次に、議案第３号令和７年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億2,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,117億3,708万8,000円とするものであります。

資格確認書の暫定運用の延長に係る補助対象事業費が確定したため、追加交付金として歳入歳出にそれぞれ2,140万円、財政調整基金への積立金として歳入歳出それぞれ35億円を追加するものであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。

県内市町村からの職員派遣に代えて岐阜県国民健康保険団体連合会から専門的な知識、経験を有する一般職の任期付職員として任用することに伴い、必要な規定を定めるための条例を制定するものであります。

次に、議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定についてであります。

不正・不当利得返還金等の債権管理の一層の適正化を図るに当たり、債権回収の手続、訴訟等による法的手段の履行請求、一定の条件を満たす債権放棄など必要な規定を定めるための条例を制定するものであります。

次に、議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の制定についてであります。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員の旅費制度を改めるため、全部改正するものであります。

次に、議案第7号岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の上限及び通勤費用の月額上限を改正するものであります。

次に、議案第8号岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則の改正に伴い、新規採用のパートタイム会計年度任用職員への年次有給休暇の付与開始について、採用日からの付与とすること、また介護に関する休暇について、規則を定める期間に限り有給とする改正をするものであります。

次に、議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和8年度及び令和9年度における保険料率、保険料賦課限度額及び保険料均等割額の所得判定基準の見直し、また令和8年4月から導入される子ども・子育て支援納付金制度についての所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。
現委員の任期満了に伴い、郡上市から推薦のあった池田法彦氏を後任の委員として選任するため、議会の同意を求めるものであります。

以上10件の議案は、質疑・討論なく、採決の結果、全て可決・同意されました。

詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、御覧いただければと思います。

以上、1件について行政報告をさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 承認第1号から日程第28 議案第22号までについて（提案説明）

○議長（今木啓一郎君） 日程第5、承認第1号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてから日程第28、議案第22号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

市長、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和8年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

令和8年は穏やかに新年を迎えましたが、1月6日には島根県東部を震源とする震度5強の地震が発生し、8日には山梨県上野原市で、2月9日には静岡県島田市において山林火災が起きています。また、昨年を超えるような最強・最長の寒波が到来し、日本海側を中心に豪雪となりました。東日本の太平洋側と西日本では30年に一度の顕著な少雨となっており、この時期としてはまれな給水制限も行われている自治体もございます。

このように、年明けから2か月にも満たない期間で多岐にわたる災害が起きています。今年は東日本大震災から15年、熊本地震から10年、当市におきまして9・12水害から50年となる年になります。私たちは、いつ災害が起きてもおかしくない時代であることを念頭に置いた行政運営をしていかなければならないと思います。

さて、暦の上では立春を過ぎましたが、インフルエンザをはじめとする感染症の流行もいまだに見られ、市民の皆様の健康と日常生活への影響が懸念されます。うがい、手洗い、換気などの感染対策を徹底するとともに、家庭においても予防接種や早期受診への御協力をお願いいたします。

この時期の天候は三寒四温とも表現されるように、冷たい風が吹く寒い日や雪の舞う日もあれば、3月下旬から上旬の気温となる暖かい日もあるなど寒暖差が激しくなりますので、議員、市民の皆様にはいつも以上に体調管理にお気をつけいただきたいと思います。

2月8日に第51回衆議院選挙が行われ、自民党が歴史的な圧勝となる316議席を獲得しました。自維連立政権発足後初の国政選挙を、高市首相は連立に対する信を問う機会と位置づけて臨み、国民の信任を得たとして責任ある積極財政や安全保障の強化など政策の推進を加速させる考えで、公約で検討加速を掲げた2年間の食料品消費税ゼロの早期実現に知恵を絞ると表明されました。

当市の衆議院小選挙区の投票者数は2万3,486人で、投票率は53.37%でありました。令和6年の衆議院小選挙区の投票率は49.11%で、今回4.26%増加するなど、寒い中ではありましたが、市民にとってとても関心のある選挙だったと思います。

現在開催されているミラノ・コルティナ冬季オリンピックは、連日、日本人選手の活躍で盛り上がっています。岐阜県出身の村瀬心椛選手が、スノーボードという若者たちに人気の競技で、けがを乗り越え、冬季オリンピックでは県勢初の歴史的な快挙となる金メダルをビッグエアで獲得し、さらにスロープスタイルで銅メダルを獲得いたしました。また、堀島行真選手はモーグルで2大会連続で銅メダルを獲得するとともに、フリースタイルスキー新種目の男子デュアルモーグルでは銀メダルを獲得しました。若い世代に勇気と感動を与え、子供たちには大きな希望となり、全国のスポーツファンだけでなく国民を沸かせてくれました。

そして、地元選手の活躍は、本市のスポーツ振興と若い世代の挑戦を後押しする好機であると考え、大変うれしく思います。

それでは、定例会開催に当たり、私の所信及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

現下の日本は、物価高や金利上昇に加え、米国通商政策等の不透明な経済や食料品の消費税ゼロ問題など、経済・社会構造が変化していく中、社会保障関係費や人件費の増加、少子高齢化、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ老朽化などの歳出がかさみ、先行きが見通せない不確かな時代となっています。

今年は60年に一度のひのえうまの年となりますが、このような不確かな時代は、情熱と行動力で確実なことを実行することで切り開いていくものと考え、瑞穂市行政における今年の漢字一字を「確」としました。今年も職員一人一人の力を結集するため、熱意・連携・協力の下、それぞれの立場を尊重しつつ、仕事は楽しく、そしてスピード感を持ち、市民目線と感謝の心を忘れず、一丸となって私たちの目標である市民一人一人のウェルビーイングの向上を目指し、共に取り組んでいくことをお願いし、仕事始め式の訓示としました。

私は、毎年1月には市町村アカデミーで開催されるトップセミナーに参加しています。最新の国の情報として、今年は総務省の原総務事務次官からの講義がありました。

内容は、ふるさと住民登録制度が令和8年度中に制度化されるお話を皮切りに、外国人と秩序ある共生社会の構築のための財政措置、地域活性化企業人は自治体と企業とをマッチングす

るツールの活用、ローカル１００００プロジェクトの支援件数の拡大、地域未来基金費を県単位で創設、緊急防災・減災事業債と脱炭素化推進事業債の５年間延長などがありました。

また、行政運営に役立つ官民連携と公共施設のマネジメントと題して、天米一志氏による講演がありました。公共施設の在り方について、幾つもの事例を紹介の上、これからは地方においても単一機能ではなく複合機能化が期待できると締めくくられました。

そのほかには、東京外国語大学の取組と組織のトップマネジメントとして、春名展生学長の講義があり、セミナーの成果を市役所に持ち帰り、情報を共有しました。

昨年を振り返りますと、夏には記録的な猛暑、全国各地で線状降水帯による集中豪雨の被害も発生しました。今年は昭和51年９月12日安八豪雨水害より50年となります。当市では、この教訓を基に昭和56年から犀川遊水地事業が開始され、現在の五六川の河川整備が完了すると、約半世紀にわたる遊水地事業も完成を迎えます。

当市では、安八豪雨による水害以降、大きな水害がなかったことは、この遊水地事業に絶大な効果があったということを示してくれます。瑞穂市は災害が少ないまちとして定着しつつあり、人口も順調に増加してきた中、災害への備えは確実に進めていかなければならないと、今定例会において、昨年から策定を進めてきた瑞穂市防災減災条例の議案を上程しています。災害に対する市の責務をはじめ、市民、事業者、自治会などのそれぞれの役割を明確にし、地域全体で災害に備え、支え、助け合う体制を築くことなどを基本理念として、学校・地域とのつながり、人と人とのつながりを一層大切にし、防災教育にも力を注いで減災を進めていきたいということを考えています。

市の最上位計画である第３次総合計画が４月からスタートします。この計画において、これから10年先の市の将来像を見据え、「こどもが輝き、誰もが笑顔あふれる、安心して住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」という将来像を掲げています。

ウェルビーイングとは、幸せでありたいと願うことや、満足感、幸福感といった一人一人の心の豊かさを示す概念ですが、そこにはシビックプライドの醸成が欠かせません。

シビックプライドの醸成とは、市が分かりやすく情報を発信し、様々な施策や事業を通じて、この瑞穂市がいいな、私はいいまちに住んでいる、瑞穂市を大切にしたいと感じ取ってもらい、市内のそれぞれの地域をよりよくするため、当事者意識や自負心を醸成することで、まちを誇れるようになり、地域に貢献しようとする積極的な行動が生まれます。つまり、ウェルビーイングの本質とは、シビックプライドの醸成であると私は考えています。

今年は、ＪＲ穂積駅が開業し120年を迎えます。この穂積駅は明治39年８月１日に新設開業、当時は地上にありましたが、複線化に伴い現在の盛土路盤となりました。当市に穂積駅があることで今日までの発展があったと言っても過言ではございません。先人の皆様に感謝し、昔の

駅前風景や駅舎などのパネル展や120周年記念のイベントを企画したいと考えています。

また、今年は皇女和宮様の150回忌となります。徳川宗家をお招きする秋の例祭や、和宮遺蹟保存会による記念誌の発行、そして和宮様にちなんだお菓子の製作などを進めています。

さて、令和8年1月23日に閣議決定された令和8年度経済見通しと経済財政運営の基本的態度では、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済への転換を図るに当たり、将来世代への責任を果たす責任ある積極財政の考えの下、経済財政運営を行う。戦略的な財政出動により、官民が力を合わせて危機管理投資と成長投資を進めて社会課題を解決し、暮らしの安全・安心を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げて強い経済を実現していくとされました。

当市においては、物価高騰対策として、国の補正予算成立により重点支援交付金が交付され、さらに交付額が予算額より大きく上回ったことにより、かきりん振興券事業を拡大して実施するための必要となる予算を専決処分により確保させていただき、速やかに市民の方への支援ができるよう事務を進めているところであります。

所得環境の改善が進む中、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き国内需要中心の経済成長となることが期待され、令和8年度の実質GDP成長率は1.3%、名目GDP成長率は3.4%程度、消費者物価は1.9%程度の上昇率になると見込まれています。

一方で、消費者の意識調査によりますと、1月の消費動向調査の消費者態度指数は、12月より0.7ポイント上昇した37.9で、消費者マインドの基調判断は「持ち直している」とされました。1年後の物価に関する見通しでは、最も回答が多かったのは、「5%以上上昇する」が43.7%、消費者の物価予想についても「上昇する」と見込む割合は9割を超えています。

また、昨年に閣議決定された国の令和8年度の予算案を見てみますと、予算規模は122兆3,092億円で、2年連続で最大規模を更新しました。責任ある積極財政を掲げ、危機管理投資を成長の柱に据え、企業活動を後押しする戦略的な財政出動を行う一方、租税特別措置や補助金の見直しなどの歳出改革に取り組み、予算全体のめり張りをつけて行う中で重点施策に重点化した重要課題に対応する中で、強い経済の実現と財政健全化の両立を目指しています。

令和8年度、国の予算における地方財政対策では、全体の規模として対前年比プラス5.5%で計画されています。地方税は、給与所得や企業収益の伸びにより5.2%の増、地方譲与税は7.7%の増となりました。地方特例交付金等は、関税率、環境性能割廃止に伴う減収への対応により321.3%増となり、地方交付税においては6.5%の増となりました。

物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担増等を歳出に計上し、地方公共団体が様々な行動課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7

年度を上回る額が確保されました。

この中には、脱炭素化推進事業債や緊急防災・減災事業債、デジタル活用推進事業債などの交付税算入のある有利な地方債メニューがありますので、積極的に活用していく必要があります。

そこで、令和8年度瑞穂市の方針として、まず今後の財政状況を的確につかむことが重要となります。市の基幹収入である市税は、個人市民税について、人口が微増傾向であることと、経済活動の回復等や企業の賃上げの動きを背景とした給与所得の増加を見込みました。

また、地方交付税などは、さきの地方財政対策により増額を予想しており、交付税措置のある市債を活用するなど、財源を考えながら、引き続き「ウェルビーイングみずほ～持続的な幸福の実現～」に向けて、子育て支援や少子化対策、災害に強いまちづくり、都市拠点を核とした基盤整備、暮らしの満足度の向上を実現するための取組を積極的に進めてまいります。

それでは、令和8年度予算案を上程するに当たり、新年度に向けた施策事業概要について説明を申し上げます。

予算の総額は、全会計で350億7,019万5,000円と前年度対比1.5%の伸びとなり、一般会計においては240億5,000万円と前年度より3億円の減、前年度対比1.2%減の予算規模となりました。

新年度予算を総括しますと、子育てと教育、基盤整備とにぎわい創出、環境（気候変動）と防災に重点を置きつつ、全体的に目配りし、限られた財源の中で当市の課題を一つでも解決できることが、「ウェルビーイングみずほ～持続的な幸福の実現～」につながると考え抜いた予算編成を行いました。

令和8年度には瑞穂市第3次総合計画がスタートします。将来像を「こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる 安心して住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」を達成するために、3つの基本目標と1つの共通目標に沿った形で事業を実行していきます。

まず、基本目標1．未来の夢と希望を育む都市については、子育て支援分野での主要事業として、私立保育所補助金に5億2,380万9,000円、中高生を中心とした若い世代が気軽に集えるフリースペースを整備するため、フリースペース改修工事に5,483万7,000円を計上しました。

また、学校教育の分野では、小学校体育館空調設備整備事業に5億4,352万1,000円、中学校校舎の照明LED改修工事に1億7,113万8,000円計上しました。交付税算入のある有利な地方債である緊急防災・減災事業債等を活用する予定です。

続いて、基本目標2．笑顔あふれる健やかな都市については、高齢者福祉の分野での主要事業として、高齢者交通費（タクシー）助成事業に4,146万5,000円、新たにコミュニケーションゲームサロン事業に90万4,000円の予算を計上しました。

そして、生涯学習・地域文化の分野では、地方創生の3つの拠点事業の1つとなるサンコーパレットパーク及び周辺施設の管理運営を行う指定管理者事業の展開に6,100万円を予算計上しました。

また、医療・健康分野では、新たに胃がん内視鏡検診委託事業に115万2,000円、RSウイルスワクチン接種委託事業に1,345万9,000円を予算計上しました。

続いて、基本目標3.誰もが安心して暮らせる都市では、治水・防災分野で災害時における避難所受付混雑を緩和するため、避難所受付システム導入事業に165万円計上しました。

また、都市基盤の分野では、新たに持続可能で効率的な都市構造の形成に向けた計画として、立地適正化計画策定業務に1,586万4,000円を計上しました。

そして、地方創生3つの拠点事業の1つとなるJR穂積駅周辺整備事業には、駅の南側では計画的に進めてきた穂積駅南土地地区画整理事業が始まります。初年度として1億241万1,000円を計上し、そして駅の北口では駅北口駅前広場の利便性の向上や安全性の確保を目的に、穂積駅北口駅前広場機能改善事業に2,821万円を計上しました。

次に、交通基盤の分野では、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する瑞穂市地域公共交通計画の策定やみずほバスなどの公共交通事業費に1億2,873万8,000円計上しました。

上水道・下水道分野では、災害時の避難施設に指定されている重要給水施設に対し、優先的な連絡管の耐震化を進めるための水源地内管路及び重要給水施設管路耐震化事業に、水道事業会計として1億6,797万円を計上しました。また、水道管路の耐震化事業として水道事業会計に出資金として9,500万円を計上しています。

汚水処理人口普及率の向上を図るため、公共下水道水（瑞穂処理区）に、下水道事業会計として34億9,287万9,000円を計上しました。

最後に、共通目標として、財政運営分野において、歳入におけるふるさと応援寄附金を本年度の実績から6億円と見込んだことから、その寄附金報奨事業として3億円を計上しております。

歳出全体において、小学校の体育館空調設備整備事業などの大型事業のほか、障害福祉分野での扶助費も依然として増加をしております。

令和8年度予算は、計画的に進めてきた駅周辺整備、公共下水道事業などについては着実に反映させ、防災対策や環境事業を重視した予算編成を行いました。義務的経費の割合が増加する中で、いかに投資的な事業へ割り当てていくかを考え、バランスを図りながらの新年度予算となっています。

また、予算編成に当たり、財源不足を将来に少しでも負担をかけないようにするため、市債については、対象事業費が交付税算入措置のあるものを積極的に活用し、それ以外は基金の繰

入れによるものとなります。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程する議案は、専決処分の承認を求める案件が2件、人事案件が1件、条例の制定及び改正に関する案件10件、補正予算に関する案件5件、令和8年度当初予算に関する案件が5件、市道認定に関する案件が1件の合計24件でございます。

それでは、順次、提出議案の概要について説明をさせていただきます。

最初に、承認第1号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）専決処分の承認についてであります。

物価高騰対策として、国の補正予算成立により重点支援地方交付金が交付されることに伴い、物価高騰対策支援事業を12月補正予算に計上しましたが、交付額が予算額を大きく上回ったことにより、支援事業を拡大して実施するために必要となる予算を確保するため専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてであります。

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が令和8年2月8日に実施されましたが、速やかに選挙執行の経費が必要となり補正予算を専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 加藤繁利氏の任期が令和8年6月30日に満了となることから、新たに河原弘氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第2号瑞穂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の公布に伴い、市条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第3号瑞穂市防災減災条例の制定についてであります。

本市の地域特性や歴史的背景を踏まえ、防災・減災に関する基本理念を明らかにするとともに、市、市民、事業者及び地域コミュニティの役割を明確にし、自助・共助・公助の連携による取組を推進することにより地域コミュニティを基盤とした防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、市条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員等における旅費制度の見直しに伴い、経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減及び適正な支出を図るため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第5号瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例についてであります。

瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付制度を廃止するため、市条例の廃止をするものであります。

次に、議案第6号瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例についてであります。

特別顕功者表彰、顕功者表彰及び功労表彰の授与者に授与する特別顕功者章、顕功者章及び功労賞の廃止その他所要の改正を行うため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布による関連部分の所要の修正を行うため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和7年度人事院勧告に基づき、駐車場等に係る通勤手当の新設等をするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の改正に伴う所要の改正を行うとともに、国民健康保険税の適正化及び将来的に県内の国民健康保険税水準等の統一化を実現するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例についてであります。

令和7年12月31日をもって岐阜県収入証紙が廃止されたことに伴い、市条例を改正するものであります。

次に、議案第11号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6億5,067万円を減額し、総額253億3,107万4,000円とするものであります。

また、9件の繰越明許費の追加、1件の継続費の変更、19件の地方債の変更・廃止の補正をするものであります。

今回の補正予算の歳出としては、事業の完了、事業の確定により7億8,713万2,000円減額するほか、民生費で扶助費の増により8,822万1,000円、公債費で繰上償還により4,824万1,000円、それぞれ増額するものであります。

歳入の主なものは、株式等譲渡所得割交付金で3,000万円、地方消費税交付金で1億700万円、

地方交付税で5,963万1,000円、それぞれ増額するのに対し、市税で3,577万7,000円、国庫支出金で8,443万5,000円、市債で1億4,350万円減額し、歳入歳出予算の調整等で繰入金6億1,671万7,000円を減額するものでございます。

次に、議案第13号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算総額からそれぞれ1,950万3,000円を減額し、総額を46億8,545万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費を711万7,000円、保健事業費を1,136万8,000円減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を1,593万2,000円、繰入金を731万6,000円減額するものであります。

次に、議案第14号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ565万9,000円を減額し、総額8億1,950万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金393万2,000円を減額し、歳入の主なものとしては、繰入金787万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第15号令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を3,564万7,000円減額し、支出を3,439万1,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を2,076万1,000円減額し、支出を70万円減額するものであります。

次に、議案第16号令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を8,749万3,000円減額し、支出を968万2,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を2,672万9,000円減額し、支出を1,515万1,000円増額するものであります。

次に、議案第17号令和8年度瑞穂市一般会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240億5,000万円と定めるほか、6件の債務負担行為、7件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に、民生費が103億5,198万4,000円と最も多くなっております。これは、障害者福祉費、老人福祉費、保育所費などの社会保障経費の増加によるものであります。

す。

次に、教育費が34億5,487万8,000円となり、主なものは小学校空調設備整備事業、中学校校舎照明LED改修工事となっています。

次に、総務費が32億9,872万2,000円となり、主なものは総務管理費の自主運行バス事業、ふるさと応援寄附金における報奨事業、ふるさと応援基金及び庁舎建設の基金積立事業となっています。

次に、土木費が21億9,342万7,000円、衛生費が19億2,821万3,000円、消防費は10億2,993万7,000円の順となっています。

次に、歳入の主なものは、市税・地方交付税等の一般財源が137億752万9,000円、負担金・使用料等が4億4,293万6,000円、国・県支出金が55億6,566万7,000円、寄附金が6億420万円、市債が8億4,810万円となっております。

さらに、財政調整基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金の活用により、繰入金を19億9,409万3,000円としております。

次に、議案第18号令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,490万9,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費31億5,174万1,000円、国民健康保険事業費納付金13億5,018万1,000円、保健事業費6,934万6,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税10億8,331万5,000円、県支出金が32億2,915万円、繰入金金が3億7,627万9,000円であります。

次に、議案第19号令和8年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,430万2,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が8億6,520万2,000円、保健事業費3,810万1,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億7,456万円、繰入金2億870万8,000円であります。

次に、議案第20号令和8年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を給水戸数2万600戸、年間総給水量509万5,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を6億3,174万8,000円、支出予定額を5億7,727万5,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を6億2,865万3,000円、支出予定額を8億4,856万6,000円と定めるほか、1件の債務負担行為、1件の企業債を設定するものであります。

次に、議案第21号令和8年度瑞穂市下水道事業会計予算であります。

業務の予定量を接続戸数1,165戸、年間総排水量を34万9,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を4億7,660万2,000円、支出予定額を2億1,778万9,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を36億4,553万4,000円、支出予定額を37億6,735万4,000円と定めるほか、1件の債務負担行為、1件の企業債を設定するものであります。

最後に、議案第22号市道路線の認定についてであります。

瑞穂市市道の認定に関する基準の規定により、都市計画法に規定する開発事業による公共施設の管理引継ぎをする11路線を市道路線として認定するものであります。

以上、24件の提出議案につきましての概要を説明させていただきました。

議員の皆様にはよろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時55分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第1号から議案第1号の3議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第1号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） これより、承認第1号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくことになっておりますのでよろしくお願いします。

これから、承認第1号を採決します。

承認第1号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

承認第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） これより、承認第2号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

承認第2号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第2号は承認されました。

議案第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦について質問をさせていただきます。

これまで人権擁護委員の皆様、全て教員出身の方ということでありまして、今回御推薦いただいた方は、民間に勤められ、今は御住職をされているというふうに伺っておりますけれども、この方を推薦された理由、経緯を含めてお伺いをしたい。

そしてまた、教員の方々の中にこうした方が入られて、この方にどのような役割を担っていただきたいというふうに思って推薦されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

今回、推薦の候補者を上げさせていただく段階で、以前から教員ばかりであるという御意見をいただいておりますので、広く人選を進めてきたところでございます。

前任者からは教員の方の推薦もあったところでございますが、国の人権擁護推進審議会からは、社会貢献の精神に基づき、熱意を持って人権擁護活動に従事する人権擁護委員の確保に努めるようという提言もございまして、また推薦に当たっては、活発な活動が期待できる適任者の推薦について特段の配慮を願うというような通知も来ているところでございまして、社会福祉協議会のほうにそういったボランティア等に積極的に参加してみえる方は見えないかということでもちょっと相談をさせていただいて、その中で何人か候補が上がったんですが、その中で今回上げさせていただきました河原さんが非常に適任だということで、今回、推薦として上げさせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

人権擁護委員の候補者に河原弘君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は適任とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

延会 午前11時03分